

ネットでプラス。安心をプラス。



## 約款のしおり

普通保険約款・特約条項

## 約款のしおり 目次

<必ずお読みください> .....	1
<ご契約内容（保険証券および告知事項一覧表）をご確認ください> .....	1
<ご契約後にご注意いただきたいこと> .....	1
<保険金支払事由に該当した場合（保険金のご請求手続きについて）> .....	1
1. まず、ご連絡を .....	1
2. 保険金のご請求手続きについて .....	1
3. 代理人による保険金等のご請求について .....	1
<保険金をお支払いできない主な場合> .....	1
<保険料等について> .....	1
1. 三井ダイレクト損保の医療保険の保険料 .....	1
2. 保険料の払込時期等 .....	1
3. 保険契約の失効・復活等 .....	2
<解約と解約返れい金> .....	2
<ご契約の終了について> .....	2
<自動継続について> .....	2
<医療保険 普通保険約款> .....	2
医療保険普通保険約款 .....	2
<医療保険 特約条項> .....	7
(1) 手術保険金担保特約 .....	7
(2) 入院時一時保険金担保特約 .....	8
(3) 長期入院保険金担保特約 .....	8
(4) 特定疾病入院保険金担保特約 .....	9
(5) 無事故返れい金特約 .....	10
(6) 自動継続特約 .....	10
(7) 契約内容の異動に関する特約 .....	10
(8) クレジットカードによる保険料支払に関する特約 .....	11

## <必ずお読みください>

お届けいたしました保険証券および告知事項一覧表は保管される前に、必ず内容をご確認ください。記載された内容が、お申込みの際のものや異なっていないか、また、告知された内容に誤りがないかどうか必ずご確認ください。万が一内容が異なっていたり、ご不明な点等がありましたら、弊社さくさくヘルプデスク（フリーダイヤル 0120-312-830）までお問い合わせください。

## <ご契約内容(保険証券および告知事項一覧表)をご確認ください>

1. 契約者の氏名および住所、保険期間をご確認ください。
2. 被保険者をご確認ください。  
被保険者の方の氏名、住所、生年月日、性別等に相違ありませんか？
3. 担保内容と保険金額/適用する特約条項等の欄をご確認ください。  
各担保内容は後述の普通保険約款または特約条項をご確認ください。
4. 告知事項一覧表をご確認ください。  
お申込み時点で告知いただいた内容と相違していませんか？

## <ご契約後にご注意いただきたいこと>

ご契約いただいた後に、その内容に次のいずれかに該当する事由が生じたときにはただちに弊社さくさくヘルプデスク（0120-312-830）までご連絡ください。

1. 他の保険契約を同一被保険者につき締結される場合（必ず事前にご通知ください）、またはこれらの保険契約等があることを知った場合（ただちに通知ください）。  
ご連絡がない場合は、保険金をお支払いできない、またはご契約自体を解除させていただく場合がありますので、ご注意ください。
2. 契約者や被保険者の方の住所を変更される場合  
ご連絡がない場合は、重要なお知らせやご案内ができません。弊社 Web サイトの契約者向けホームページ（My ホームページ）でもご変更手続き可能です。
3. 契約者や被保険者の結婚等によりお名前を変更される場合
4. 保険料お支払いのクレジットカードを変更される場合  
弊社 Web サイトの契約者向けホームページ（My ホームページ）でもご変更手続き可能です。
5. 契約者（被保険者）が死亡された場合（この場合、保険契約は終了します。）
6. 保険証券を紛失された場合
7. その他ご契約内容の変更等  
※当面、保険金額（日額）の増額または減額、特約の中途付帯または中途解約等のご契約内容の変更についてはお取り扱いできませんのでご了承ください。  
※当面、保険料払込方法は毎月お支払いいただく月払、保険料のお支払い方法はクレジットカード払のみとさせていただきます。他の払込方法およびお支払い方法に変更することはできませんのでご了承ください。

## <保険金支払事由に該当した場合(保険金のご請求手続きについて)>

### 1. まず、ご連絡を

被保険者が保険金支払事由に該当したときは、すみやかに弊社安心センター（フリーダイヤル0120-312-371）までご連絡ください。保険金支払事由に該当した日からその日を念めて30日以内に弊社安心センターにご通知がない場合は、保険金をお支払いできないことがありますのでご注意ください。

### 2. 保険金のご請求手続きについて

（詳細は、弊社安心センター（フリーダイヤル0120-312-371）までお問い合わせください。）

保険金のご請求にあたりましては、弊社所定の保険金請求書および保険証券に下表の書類を添えてご提出ください（下表以外の書類のご提出をお願いする場合、または書類の一部の省略を認める場合があります。）。また、保険金のご請求を受けた場合において、弊社が必要と認めた場合は弊社の指定する医師による被保険者の身体の診察をお願いすることがあります。

### <保険金請求書類>

	傷害入院 保険金	疾病入院保険金 ・特定疾病入院 保険金	手術保険金
1. 弊社所定の保険金請求書	○	○	○
2. 保険証券	○	○	○
3. 弊社所定の身体障害状況報告書	○	○	○
4. 公の機関（やむを得ない場合には、第三者）の事故証明書	○	○	（傷害の場合）
5. 弊社所定の様式による医師の診断書	○	○	○
6. 保険者の印鑑証明書	○	○	○
7. 委任を証する書類および委任を受けた者の印鑑証明書 （保険金の請求を第三者に委任する場合）	○	○	○

（注1）長期入院保険金の場合は、「傷害入院保険金」を「1回の入院について傷害入院保険金を支払った後の長期入院保険金」、「疾病入院保険金」を「1回の入院について疾病入院保険金のみを支払った後の長期入院保険金」と読み替えます。

（注2）入院時一時保険金の場合は、「傷害入院保険金」を「傷害入院保険金が支払われる場合の入院時一時保険金」、「疾病入院保険金」を「疾病入院保険金のみが支払われる場合の入院時一時保険金」と読み替えます。

### 3. 代理人による保険金等のご請求について

保険金等につきましては原則として被保険者ご本人に請求いただきますが、被保険者ご本人に保険金を請求できない特別な事情（被保険者本人が自らの傷病名について医師から告知を

受けていない場合等）がある場合には、被保険者ご本人に代わって下記の方が代理人として保険金等を請求することができず（「保険金の代理請求制度」）

※ただし被保険者が法定代理人がいる場合または被保険者が保険金の請求を第三者に委任している場合は、この制度の適用はありません。

- (1) 被保険者と同居または生計を共にする配偶者
  - (2) (上記(1)に該当する方がいない場合)被保険者と同居または生計を共にする3親等内の親族
  - (3) (上記(1)および(2)に該当する方がいない場合)上記(1)以外の配偶者または上記(2)以外の3親等内の親族
- 上記(1)~(3)の代理請求人となり得る方にあらかじめ、この「保険金の代理請求制度」についてご説明ください。

## <保険金をお支払いできない主な場合>

この保険では、次に掲げる場合には保険金をお支払いいたしません。なお、免責事由の詳細は、医療保険普通保険約款および特約条項の「保険金を支払わない場合」の項目に記載されておりますのでご参照ください。

- (1) 責任開始期以前に発病した疾病または発生した事故による傷害の治療を目的として入院した場合。ただし、責任開始期以前に発病した疾病または発生した事故による傷害の治療を目的として入院した場合であっても責任開始期から2年以上経過してからの入院には、責任開始期以後の原因によるものとみなします。
- (2) 責任開始期以前に発病した疾病または発生した事故による傷害の治療を直接の目的として手術を受けた場合。ただし、責任開始期以前に発病した疾病または発生した事故による傷害の治療を直接の目的として手術を受けた場合であっても責任開始期から2年以上経過してからの手術には、責任開始期以後の原因によるものとみなします。
- (3) 1回の入院につき入院日数が60日を超えた場合（超えた日数分については保険金をお支払いいたしません。ただし、1回の入院が120日、180日、240日に達した場合はそのたびごとに長期入院保険金をお支払いいたします。）。複数回入院された場合でも、原因となる疾病または事故が同一である場合には1回の入院とみなします。
- (4) 次に掲げる事由によって保険金支払事由が生じた場合。

	傷害入院 保険金	疾病入院 保険金	手術 保険金
(a) ご契約者または被保険者の故意	●	●	●
(b) 保険金を受け取るべき者の故意	●	●	●
(c) 被保険者の自殺行為、犯罪行為または闘争行為	●	●	●
(d) 被保険者に対する刑の執行	●	●	●
(e) 地震もしくは噴火またはこれらによる津波	△	△	△
(f) 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似した事象または暴動	△	△	△
(g) 核燃料物質もしくは核燃料物質によつて汚染された物の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故	△	△	△
(h) 前記(e)(f)(g)の事由に随伴して生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故	△	△	△
(i) 前記(g)以外の放射線照射または放射能汚染	△	△	△
(j) 頸部症候群（むちうち症）または腰痛その他慢性的な状態のもの	●	●	●
(k) 法令に定められた運転資格を持たないで、または酒に酔つてもしくは麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で自動車または原動機付自転車を運転している間に生じた事故による傷害	●	●	●
(l) 精神障害または泥酔の状態を原因とする事故による傷害	●	●	●
(m) 薬物依存	●	●	●
(n) 妊娠または出産。ただし、当会社が異常分娩と認められた場合はこのかぎりではありません。	●	●	●

●：免責事由（お支払いできません）

△：保険金支払事由に該当した被保険者の数の増加がこの保険の計算の基礎に及ぼす影響が少なく、弊社が認めたときにかきり、その程度に応じ保険金額の全額または削減した金額をお支払いすることがあります。

（注1）傷害入院保険金が支払われるべき入院および疾病入院保険金がお支払われるべき入院が重複する場合には、いずれか一方の保険金をお支払いします（入院開始の直接の原因となった身体障害（以下「主たる身体障害」といいます。）が傷害である場合は傷害入院保険金を、主たる身体障害が疾病である場合は疾病入院保険金をお支払いします。）。

（注2）長期入院保険金および入院時一時保険金（入院時一時保険金担保特約をセットした場合）につきましては、傷害入院保険金または疾病入院保険金がお支払われる入院であることがお支払いの要件のため、傷害入院保険金、疾病入院保険金の免責事由に該当する場合は免責となります。

（注3）特定疾病入院保険金（特定疾病入院保険金担保特約をセットした場合）につきましては、上記(m)(n)が免責事由となります。

## <保険料等について>

### 1. 三井ダイレクト損保の医療保険の保険料

保険料は、被保険者の保険始期日時点での満年齢、保険金額、特約の有無によって決定されます。

### 2. 保険料の払込時期等

#### ① 第1回保険料

弊社 Web サイトの契約情報画面等で保険料お支払いのクレジットカード情報を入力していただき、その時点で第1回保険料につきましては、カード会社に対し有効性等の確認とらせていただきます（弊社は有効性等の確認を行ったうえで、クレジットカードによる保

## 第1章 当会社の責任

## 第1条（当会社の支払責任）

当会社は、保険証券記載の被保険者（以下「被保険者」といいます。）が被った傷害または疾病に対して、この普通保険約款およびこの普通保険約款に付帯される特約条項に従い保険金を支払います。

## 第2条（保険責任の始期および終期）

- ① 当会社の保険責任は、保険証券に記載された保険期間の初日の午前0時に始まり、末日の午後4時に終わります。ただし、保険証券にこれと異なる保険責任の始期または終期の時刻が記載されているときは、その時刻とします。
- ② 前項の時刻は、保険証券発行地の標準時によるものとします。

## 第2章 用語の定義

## 第3条（用語の定義）

① この普通保険約款において使用される用語の定義は次の各号に定めるところによります。ただし、別定義のある場合はこのかぎりではありません。

- (1) 事故  
急激かつ偶然な外来の事故をいいます。
- (2) 傷害  
被保険者が事故によって被った身体の傷害をいいます。この傷害には、身体外部から有害ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸収または摂取したときに急激に生ずる中毒症状（継続的に吸入、吸収または摂取した結果生ずる中毒症状を除きます。）を含みます。ただし、細菌性食物中毒は含まれません。また、外科的手術その他の医療処置による身体の傷害については、事故によって被った傷害を治療する場合にかぎりません。
- (3) 疾病  
被保険者が被った傷害以外の身体の障害をいいます。
- (4) 同一の疾病  
当会社が認めた医学上重要な関係にある一連の疾病をいい、病名を異にするときであってもこれを同一の疾病として取り扱います。例えば、高血圧症とこれに起因する心臓疾患または腎臓疾患等をいいます。
- (5) 身体障害  
傷害または疾病をいいます。
- (6) 医師  
被保険者が医師である場合は、被保険者以外の医師をいいます。
- (7) 傷害を被った時  
傷害の原因となつた事故発生の時をいいます。
- (8) 疾病を被った時  
疾病（これと因果関係がある当会社が認めた同一の疾病を含め、この場合には同一の疾病として取り扱う一連の疾病となった疾病をいいます。）の発生の時をいいます。
- (9) 身体障害を被った時  
傷害を被った時または疾病を被った時をいいます。
- (10) 病院または診療所  
次のいずれかに該当するものをいいます。  
(イ) 医療法に定める日本国内にある病院または患者を收容する施設を有する診療所  
(ロ) (イ)の場合と同者と当会社が認めた日本国外における医療施設
- (11) 入院  
身体障害を直接の原因として、医師による治療が必要な場合において、自宅等での治療が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。
- (12) 治療を目的とする入院  
身体障害の治療のための入院をいい、例えば、美容上の処置、正常分娩、疾病を直接の原因としない不妊手術、治療処置をとまねない人間ドック等の検査などのための入院および入院治療を必要としない介護を主たる目的とする入院は該当しません。
- (13) 責任始期  
次のうちいずれか遅い時をいいます。  
(イ) 前条（保険責任の始期および終期）に規定する保険責任の始期  
(ロ) 第1回保険料を領収した時（注1）  
(ハ) 第4条（保険契約の復活）の規定により保険契約が復活した場合には、復活の際の保険料不払による失効期間が終了した時。ただし、保険料不払による失効期間が2以上ある場合には、最後の復活の際の保険料不払による失効期間が終了した時とします。  
(ニ) 第14条（保険契約の復活）の規定により保険契約が復活した場合には、復活の際の同条第2項の規定により保険契約者が当会社に払い込むべき未払保険料を領収した時。ただし、保険料不払による失効期間が2以上ある場合には、最後の復活の際の同条第2項の規定により保険契約者が当会社に払い込むべき未払保険料を領収した時とします（注2）。

- (注1) (ロ)の規定  
この保険契約に、クレジットカードによる保険料支払に関する特約が付帯された場合で、その特約の規定に基づき第1回保険料を領収した場合にはこの規定は適用しません。  
(注2) (ニ)の規定  
この保険契約にクレジットカードによる保険料支払に関する特約が付帯された場合で、その特約の規定に基づき、未払保険料を領収した場合にはこの規定は適用しません。

- ② この普通保険約款において、次の各号の保険金額（日額）は、それぞれ保険証券記載の保険金額（日額）とします。
  - (1) 傷害入院保険金額（日額）
  - (2) 疾病入院保険金額（日額）
- ③ この普通保険約款において、次の日数の定義はそれぞれ次のとおりとします。また、傷害入院保険金および疾病入院保険金のそれぞれにおける次の日数は、それぞれ保険証券記載の日数とします。
  - (1) 入院支払限度日数  
1回の入院について、傷害入院保険金または疾病入院保険金を支払う日数の限度となる日

保険料の支払いの承諾をします。その時点で第1回保険料は領収されたものとし、ただし、弊社がカード会社より保険料相当額を領収できない場合は領収できなかったものとし、また、実際のクレジットカードからの決済日につきましては、申込日の翌月以降カード会社より送付されるご利用明細にてご確認ください。

## ② 第2回以降の保険料

第2回以降の保険料の払込期日は毎月末日とします。弊社は毎月、払込期日までにカード会社に有効性等の確認を行ったうえで、払込期日に当該保険料が払い込まれたものとし、また、弊社が有効性等の確認を行った後も、弊社がカード会社より保険料相当額を領収できず、ご契約者がカード会社に対して、保険料相当額のお支払いをされていない場合には、当該保険料は払い込まれなかったものとし、弊社がカード会社から有効性等の確認ができない旨連絡を受けた場合は、ご登録いただいたクレジットカードから保険料をお支払いいただけないため、メールおよび書面にてその旨をご契約者に通知いたしますので、至急有効なクレジットカードへの変更手続きをお願いいたします（弊社Webサイト契約者向けページ（Myホームページ）にてお手続きください。弊社さくさくヘルプデスク（フリーダイヤル 0120-312-830）までご連絡ください）。猶予期間内（当該保険料の払込期日の属する月の翌月末日まで）に、有効なクレジットカードの変更手続きを行わなければ、払込期日の翌月以降保険契約は失効し、保険金をお支払いすることはできなくなりますので、お手続きは早めをお願いいたします（クレジットカードの変更手続きが払込期日（毎月末日）の属する月の翌月になった場合は、払込みいただけない前月分と当月分の保険料の2か月分を新しい変更後のクレジットカードにご請求させていただきますので、ご了承ください）。

## 3. 保険契約の失効、復活等

## ① 失効の失効

第2回以降の保険料が猶予期間内（当該保険料の払込期日の属する月の翌月末日まで）に払い込まれないときは、ご契約は当該保険料の払込期日の翌日（失効日）から失効します。失効中に保険金支払事由が生じた場合、保険金をお支払いすることはできません。

## ② 契約の復活

失効日から6か月以内はご契約者は保険契約の復活の請求が可能であり、弊社が承認した場合は保険契約を復活することができます。この場合には弊社からご契約者に弊社所定の告知書をお送りしますので、ご記入いただき、所定の期日までに弊社にご返送ください。また、所定の期日までの未払保険料を一括してお払込みいただけます。告知いただく内容によりましては復活できない場合もありますのでご了承ください。また、返れい金がある場合、すでにご契約者が返れい金を請求された後は復活を請求することはできません。なお、復活した場合でも、復活日（弊社所定の日。失効期間の終了する翌日。）の前日までに保険金支払事由が生じた場合または保険金支払事由の原因が生じていた場合は保険金をお支払いできません。

## &lt;解約と解約返れい金&gt;

ご契約後、やむを得ず保険契約を解約される場合には、弊社さくさくヘルプデスク（フリーダイヤル 0120-312-830）にご連絡ください。所定のお手続きをご案内します。解約返れい金はお支払いできる場合でもお払込み保険料の合計額よりも少額となりますので、ご契約はぜひ継続することをご検討ください。

## 【解約返れい金について】

- （保険証券には例示されていますが、実際の解約返れい金の額につきましては、弊社さくさくヘルプデスク（フリーダイヤル 0120-312-830）にお問い合わせください。）
- ・解約返れい金の額は、保険開始日時時点で被保険者の満年齢、保険金額、特約の有無、解約までの経過期間等によって異なります。また、ご契約後に契約内容の変更が生じている場合は変更前の契約とは異なります。
  - ・保険料の大部分が保険金のお支払いや保険証券作成等の経費に充てられますので、無事故返れい金特約をセットされている場合を除き、解約返れい金はご契約後しばらくの間はまったくないか、その後もごくわずかとなります。
  - ・主契約を解約されるとセットされている場合も同時に解約となります。
  - ・効力を失ったご契約についても返れい金をお支払いできる場合があります。

## &lt;ご契約の終了について&gt;

次のいずれかの事由に該当した場合は、該当した時に保険契約は終了します。この場合は、当該保険契約にセットされているすべての特約も終了します。なお、返れい金がある場合はお返しいたします。

- (1) 被保険者が死亡したとき（弊社さくさくヘルプデスク（フリーダイヤル 0120-312-830）までご連絡ください。）
- (2) 傷害入院保険金をお支払いする日数が保険期間を通じて1,095日に達したとき
- (3) 疾病入院保険金をお支払いする日数が保険期間を通じて1,095日に達したとき

## &lt;自動継続について&gt;

保険期間満了日の2週間前までに、ご契約者または弊社のいずれか一方より別段の意思表示がなく、保険期間満了日時時点で被保険者の満年齢が80歳以下のときは、現在のご契約と同一の補償内容で継続されます（注）。自動継続を希望されないときは、保険期間満了日の2週間前までに弊社さくさくヘルプデスク（フリーダイヤル 0120-312-830）までお申し出ください。継続後契約の保険料は、継続後契約の保険開始日時時点で被保険者の満年齢に応じた保険料となります（現在この保険に適用されているご継続時点での被保険者の満年齢に応じた保険料とは異なる可能性があります）。

なお、傷害入院保険金、疾病入院保険金、特定疾病入院保険金の通算入院支払限度日数（1,095日）の継続前契約（継続が複数行われた場合にはその複数の継続前契約を含みます。）と継続後契約は継続した保険期間とみなして、それぞれの保険金をお支払いした日数を通算して適用します。（注）継続時に弊社がこの保険を取り扱っていない場合には継続されません。ただし、ご契約者から別段の意思表示がない限り、弊社の定める他の保険により継続することがあります。

- をいいます。
- (2) 通算入院支払限度日数  
傷害入院保険金および疾病入院保険金のそれぞれについて、保険期間を通じ通算して支払う日数の限度となる日数をいいます。
- ④ この普通保険約款において使用される用語の定義は次の各号に定めるところによります。ただし、別途定義のある場合は、このかぎりではありません。
- (1) 保険期間  
保険証券に記載された保険期間をいいます。
- (2) 保険金支払事由  
次条（傷害入院保険金の支払）第1項に規定する傷害入院保険金支払事由および第5条（疾病入院保険金の支払）第1項に規定する疾病入院保険金支払事由をいいます。
- (3) 保険金支払事由が生じた時  
保険金支払事由に該当する入院が開始した時をいいます。
- (4) 保険金支払事由の原因が生じた時  
保険金支払事由の原因となった身体障害を被った時をいいます。
- (5) 重複保険契約  
この保険契約と全部または一部について支払責任が同一である他の保険契約または特約をいいます。
- (6) 保険契約者の住所  
保険証券に記載された保険契約者の住所をいいます。ただし、第18条（保険契約者の住所変更に関する通知義務）第1項の規定による通知があった場合には、その住所または通知先をいいます。
- (7) 保険年度  
初年度については、保険期間の初日から1年間、次年度以降については、それぞれの保険期間の初日応当日から1年間をいいます。
- (8) 保険料不払による失効期間  
保険期間のうち、第12条（第2回以降の保険料の払込猶予および保険料不払による保険契約の失効）第2項の規定により効力を失った場合は、同条第2項に規定する払込期日の翌日以降の期間をいいます。ただし、第14条（保険契約の復活）の規定により保険契約が復活した場合は、同条第2項に規定する指定日の午後4時までの期間をいいます。
- (9) 保険料払込方法  
保険証券記載の保険料払込方法をいいます。
- (10) 第1回保険料  
この保険契約の保険料を所定の回数に分割して払い込む場合において、最初に払い込む保険料をいいます。
- (11) 第2回以降保険料  
この保険契約の保険料を所定の回数に分割して払い込む場合において、最初に払い込む保険料を除く第2回以降に払い込む保険料をいいます。
- (12) 払込期日  
保険証券記載の払込期日をいいます。

### 第3章 保険金の種類および支払額

#### 第4条（傷害入院保険金の支払）

- ① 当会社は、次の各号の規定により、傷害入院保険金を支払います。
- (1) 傷害入院保険金支払事由（保険金を支払う場合）  
被保険者が保険期間中（注）に次のいずれにも該当する入院をした場合  
(イ) その入院が傷害を直接の原因とした入院であること  
(ロ) その入院の原因となる傷害を被った時が責任開始期以後であること  
(ハ) その入院が傷害の治療を目的とする入院であること  
(ニ) その入院の原因となる傷害により、平常の業務に従事することまたは平常の生活ができないうこと
- (2) 保険金の支払額  
1回の入院について、  
 $(\text{傷害入院保険金額 (日額)}) \times (\text{入院日数})$
- (3) 保険金の支払限度  
傷害入院保険金の支払限度は、次のとおりとします。  
(イ) 1回の入院について、傷害入院保険金を支払う日数は、入院支払限度日数を限度とします。  
(ロ) 保険期間を通じ、傷害入院保険金を支払う日数は、通算して通算入院支払限度日数を限度とします。
- (4) 保険金受取人  
被保険者
- ② 第1項に規定する入院が次の各号のいずれかの時を含んで継続している場合には、その時以降の入院は、保険期間中（注）の入院とみなします。  
(1) 第2条（保険責任の始期および終期）に規定する保険責任の終期  
(2) 第20条（保険契約の消滅）第2号に規定するいずれかの事由に該当した場合、その該当した時
- (注) 保険期間中  
保険料不払による失効期間を除きます。

- ③ 同一の事故による傷害を直接の原因として、傷害入院保険金支払事由に該当する入院を2回以上した場合には、継続した1回の入院とみなします。ただし、傷害入院保険金が支払われた最終日の入院の退院日の翌日からその日を含めて180日を経過した後に開始した入院については、新たな入院とします。
- ④ 2以上の事故による傷害を直接の原因として傷害入院保険金が支払われるべき入院が重複する場合には、継続した1回の入院とみなします。ただし、第1項に規定する保険金の支払額および保険金の支払限度の適用については、次の各号に定めるところによります。  
(1) 入院開始の直接の原因となった事故による傷害（以下この項において「主たる事故」といいます）に対する傷害入院保険金を支払い、主たる事故による傷害の原因となった事故以外の事故による傷害（以下この項において「異なる事故による傷害」といいます。）に対する傷害入院保険金を支払いません。  
(2) 前号の規定にかかわらず、その入院中に主たる事故による傷害に対する傷害入院保険金が支払われる期間が終了したときは、異なる事故による傷害に対する傷害入院保険金を支払います。この場合、異なる事故による傷害に対する傷害入院保険金の支払額は、第1項の規定にかかわらず、主たる事故による傷害に対する傷害入院保険金の支払われる期間が終了した日の翌日または異なる事故による傷害の治療を目的とする入院が開始したと当

- 社が認めた日のうちいずれか遅い日からその日を含めた入院日数に傷害入院保険金額（日額）を乗じた金額とします。  
⑤ 被保険者が転入院または再入院をした場合、転入院または再入院を証する書類があり、かつ、当会社がこれを認めたときは、継続した1回の入院とみなします。  
⑥ 被保険者が、責任開始期の属する日からその日を含めて2年を経過した後に入院を開始した場合には、その入院の原因となる傷害を被った時が責任開始期より前である場合でも、その入院の原因となる傷害を被った時が責任開始期以後であるとみなして第1項の規定を適用します。  
⑦ 第1項の規定にかかわらず、第8条（保険金を支払わない場合）第1項第5号から第9号までに掲げる事由のいずれかによって生じた傷害入院保険金支払事由に対しては、これらに該当した被保険者の数の増加が、この保険の計算の基礎に及ぼす影響が少ないと当社が認めたときは、当会社は、その程度に応じ、傷害入院保険金の全額または削減した金額を支払うことがあります。

#### 第5条（疾病入院保険金の支払）

- ① 当会社は、次の各号の規定により、疾病入院保険金を支払います。  
(1) 疾病入院保険金支払事由（保険金を支払う場合）  
被保険者が保険期間中（注）に次のいずれにも該当する入院をした場合  
(イ) その入院が疾病を直接の原因とした入院であること  
(ロ) その入院の原因となる疾病を被った時が責任開始期以後であること  
(ハ) その入院が疾病の治療を目的とする入院であること  
(ニ) その入院の原因となる疾病により、平常の業務に従事することまたは平常の生活ができないうこと
- (2) 保険金の支払額  
1回の入院について、  
 $(\text{疾病入院保険金額 (日額)}) \times (\text{入院日数})$
- (3) 保険金の支払限度  
疾病入院保険金の支払限度は、次のとおりとします。  
(イ) 1回の入院について、疾病入院保険金を支払う日数は、入院支払限度日数を限度とします。  
(ロ) 保険期間を通じ、疾病入院保険金を支払う日数は、通算して通算入院支払限度日数を限度とします。
- (4) 保険金受取人  
被保険者
- ② 第1項に規定する入院が次の各号のいずれかの時を含んで継続している場合には、その時以降の入院は、保険期間中（注）の入院とみなします。  
(1) 第2条（保険責任の始期および終期）に規定する保険責任の終期  
(2) 第20条（保険契約の消滅）第2号に規定するいずれかの事由に該当した場合、その該当した時
- (注) 保険期間中  
保険料不払による失効期間を除きます。

- ③ 同一の疾病を直接の原因として、疾病入院保険金支払事由に該当する入院を2回以上した場合には、継続した1回の入院とみなします。ただし、疾病入院保険金が支払われた最終日の入院の退院日の翌日からその日を含めて180日を経過した後に開始した入院については、新たな入院とします。
- ④ 疾病入院保険金が支払われるべき入院をした場合、入院開始時に異なる疾病（注）を併発していたときまたは入院中に異なる疾病（注）を併発したときは、入院開始の直接の原因となった疾病による継続した1回の入院とみなします。
- (注) 異なる疾病  
疾病入院保険金が支払われるべき入院の原因となる疾病をいいます。

- ⑤ 被保険者が転入院または再入院をした場合、転入院または再入院を証する書類があり、かつ、当会社がこれを認めたときは、継続した1回の入院とみなします。  
⑥ 被保険者が、責任開始期の属する日からその日を含めて2年を経過した後に入院を開始した場合には、その入院の原因となる傷害を被った時が責任開始期より前である場合でも、その入院の原因となる傷害を被った時が責任開始期以後であるとみなして第1項の規定を適用します。  
⑦ 第1項の規定にかかわらず、第8条（保険金を支払わない場合）第1項第5号から第9号までに掲げる事由のいずれかによって生じた疾病入院保険金支払事由に対しては、これらに該当した被保険者の数の増加が、この保険の計算の基礎に及ぼす影響が少ないと当社が認めたときは、当会社は、その程度に応じ、疾病入院保険金の全額または削減した金額を支払うことがあります。

#### 第6条（保険金の支払に関する補則）

- 傷害入院保険金が支払われるべき入院および疾病入院保険金が支払われるべき入院が重複する場合には、継続した1回の入院とみなします。ただし、第4条（傷害入院保険金の支払）第1項および前条（疾病入院保険金の支払）第1項の規定の適用については、次の各号に定めるところによります。  
(1) 入院開始の直接の原因となった身体障害（以下この条において「主たる身体障害」といいます。）が傷害である場合  
傷害入院保険金を支払い、疾病入院保険金は支払いません。ただし、その入院中に傷害入院保険金が支払われる期間が終了したときは、疾病入院保険金を支払います。この場合、疾病入院保険金の支払額は、前条（傷害入院保険金の支払）第1項の規定にかかわらず、傷害入院保険金が支払われる期間が終了した日の翌日または疾病の治療を目的とする入院が開始したと当社が認めた日のうちいずれか遅い日からその日を含めた入院日数に傷害入院保険金額（日額）を乗じた金額とします。また、傷害入院保険金および疾病入院保険金を支払う日数は、それぞれについて入院支払限度日数を限度とします。  
(2) 主たる身体障害が疾病である場合  
疾病入院保険金を支払い、傷害入院保険金は支払いません。ただし、その入院中に疾病入院保険金が支払われる期間が終了したときは、傷害入院保険金を支払います。この場合、傷害入院保険金の支払額は、第4条（傷害入院保険金の支払）第1項の規定にかかわらず、疾病入院保険金が支払われる期間が終了した日の翌日または傷害の治療を目的とする入院が開始したと当社が認めた日のうちいずれか遅い日からその日を含めた入院日数に傷害入院保険金額（日額）を乗じた金額とします。また、疾病入院保険金および傷害入院保険金を支払う日数は、それぞれについて入院支払限度日数を限度とします。

## 第7条 欠の傷害または疾病の影響等

- この特約において保険金支払の対象とならない傷害または疾病の影響により、保険金を支払うべき身体障害の程度が加重されたときは、当社は、この影響がなかった場合に相当する金額を決定してこれを支払います。
- 正当な理由がなく被保険者が治療を怠ったことまたは保険契約者もしくは保険金を受け取るべき者が治療をせなかつたことにより、保険金を支払うべき身体障害の程度が加重されたときも、前項と同様の方法で支払います。

## 第4章 保険金を支払わない場合

### 第8条 (保険金を支払わない場合)

- 当社は、次の各号に掲げる事由のいずれかによって生じた保険金支払事由に対しては、保険金を支払いません。
  - 保険契約者(注1)または被保険者の故意
  - 保険金を受け取るべき者(注2)の故意。ただし、その者が保険金の一部の受取人である場合には、他の者が受け取るべき金額については、このかぎりではありません。
  - 被保険者の自衛行為、犯罪行為または闘争行為
  - 被保険者に対する刑の執行
  - 地震もしくは噴火またはこれらによる津波
  - 戦争、外国の武力行使、革命、政權奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事または暴動(注3)
  - 核燃料物質(注4)もしくは核燃料物質(注4)によって汚染された物(注5)の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故
  - 前3号の事由に随伴して生じた事故またはこれらにともなう秩序の混乱に基づいて生じた事故
  - 第7号以外の放射線照射または放射能汚染

#### (注1) 保険契約者

保険契約者が法人であるときは、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関とします。

#### (注2) 保険金を受け取るべき者

保険金を受け取るべき者が法人であるときは、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関とします。

#### (注3) 暴動

群衆または多数者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。

#### (注4) 核燃料物質

使用済燃料を含みます。

#### (注5) 核燃料物質

原子核分裂生成物を含みます。

- 当社は、原因のいかを問わず、頸部症候群(注6)または腰痛で他覚症状のないものに対しては、保険金を支払いません。

#### (注6) 頸部症候群

いわゆる「むちうち症」の症状をいいます。

- 当社は、保険期間が始まった後でも、保険金支払事由が生じた時または保険金支払事由の原因が生じた時が、保険期間の開始時から第1回保険料を領収した時までの期間中であつた場合は、保険金を支払いません。
- 当社は、次の各号に掲げるいずれかによって生じた傷害入院保険金支払事由に対しては、傷害入院保険金を支払いません。

#### (1) 被保険者が法令に定められた運転資格(注7)を持たないで、または酒に酔つてもしくは麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の影響により正常な運転ができないおそれある状態で自動車または原動機付自転車を運転している間に生じた事故

#### (2) 被保険者の精神障害(注8)または泥酔の状態を原因とする事故

#### (注7) 法令に定められた運転資格

運転する地における法令によるものをいいます。

#### (注8) 精神障害

平成6年10月12日総務庁告示第75号に定められた分類項目中の分類番号F00からF99に規定された内容に準拠します。

- 当社は、次の各号に掲げるいずれかによって生じた疾病入院保険金支払事由に対しては、疾病入院保険金を支払いません。
  - 被保険者の薬物依存(注9)
  - 被保険者の妊娠または出産。ただし、当社が異常分娩と認めた場合はこのかぎりではありません。

#### (注9) 薬物依存

昭和53年12月15日行政官庁告示第73号に定められた分類項目中の分類番号304に規定される内容によるものとし、薬物には、モルヒネ、あへん、コカイン、大麻、精神刺激薬、幻覚薬等を含みます。

## 第5章 保険契約の申込みおよび保険料の払込み

### 第9条 (保険契約の申込み)

- 当社に対して保険契約の申込みをしようとする者は、次の各号のいずれかに該当する方法により申込み手続きを行うことができます。
  - 当社がインターネット上に提示する契約情報揭示および入力画面(以下「契約情報画面」といいます。)に所要の事項を入力し、契約情報画面等の内容を確認し、当社に送信すること
  - 電話、情報処理機器等の通信手段を媒介とし、当社に対し保険契約申込みの意思を表示(以下「契約意思の表示」といいます。)すること
- 当社が前項第1号の規定により契約情報画面等の送信を受けたときは、当社は、保険

契約引受の可否を審査し、引受を行うものについては、引受内容を保険契約者に通知します。また、当社が前項第2号の規定により契約意思の表示を受けたときは、当社は、保険契約引受の可否を審査し、引受を行うものについては、引受内容を保険契約者に通知するとともに、申込告知内容を記載した書類を保険契約者に送付します。

### 第10条 (保険料の払込み)

- 保険料の払込みは、契約情報画面等または当社が定めるところに従い、第1回保険料を払い込まなければなりません。契約情報画面等に表示するまたは当社が定める方法で通知する第1回保険料払込期限は、この保険契約に適用されている他の特約に別の規定がある場合を除き、保険期間の初日の前日までの当社が定める日とします。
- 保険契約者は、払込期日までに第2回以降保険料を払い込まなければなりません。

### 第11条 (第1回保険料不払による保険契約の解除)

- 当社は、前条(保険料の払込み)第1項に規定する第1回保険料の払込みがない場合には、契約情報画面等に表示するまたは申込告知内容を記載した書類を送付する保険契約者の住所にあつては書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
- 前項の規定による解除は、保険期間の初日から将来に向かってその効力を生じます。

### 第12条 (第2回以降の保険料の払込猶予および保険料不払による保険契約の失効)

- 第10条(保険料の払込み)第2項の規定にかかわらず、第2回以降保険料の払込みについては、払込期日の属する月の翌月末日までを猶予期間とします。
- 払込期日に払い込まれるべき保険料が当該払込猶予期間中に払い込まれなかつたときは、保険契約が当該払込期日の翌日から効力を失います。当社は、当該払込期日の翌日以後に生じた保険金支払事由に対しては、保険金を支払いません。

### 第13条 (保険料払込方法の変更)

保険契約者は、当社が承認した場合にかぎり、保険料払込方法を変更することができます。

### 第14条 (保険契約の復活)

- 保険契約が第12条(第2回以降の保険料の払込猶予および保険料不払による保険契約の失効)第2項の規定により効力を失った日から6か月以内は、保険契約者は、保険契約の復活を請求することができます。ただし、保険契約者が第24条(無効、失効、解除および消滅に関する保険料の返還または請求)に規定する保険料の返還を請求した後は、このかぎりではありません。
- 当社が保険契約の復活を承諾したときは、保険契約者は、当社の指定する日(以下「指定期」といいます。)までに払込期日が到来している未払込保険料に当社所定の利率により計算した利息をつけて、一括して払い込むものとします。
- 前項の未払込保険料が指定期までに払い込まれなかつた場合には、保険契約は復活しなかつたものとします。
- 保険契約が復活した場合であっても、当社は、保険金支払事由が生じた時または保険金支払事由の原因が生じた時が第2項の規定により保険契約者が当社に払い込むべき未払込保険料の領収前である場合は保険金を支払いません。

## 第6章 契約内容および保険料の変更

### 第15条 (契約内容の変更)

保険契約者は、当社が承認した場合にかぎり、保険証券記載の契約内容を変更することができます。

### 第16条 (保険料率の改定による保険料の調整)

当社は、保険期間の中途において、この保険契約に適用されている保険料率が改定された場合においても、この保険契約の保険料の変更は行いません。

## 第7章 保険契約者または被保険者の義務

### 第17条 (告知義務)

- 保険契約締結の際(注1)、保険契約者または被保険者(注2)が故意または重大な過失によって、契約情報画面等の入力・表示事項および契約意思の表示の内容(以下「契約情報画面等」の表示・記載内容)とします。(注3)について、当社に知っている事実を告げなかつたときまたは不実のことを告げたときは、当社は保険契約者の住所にあつた書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
  - 前項の場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、被保険者にあつた通知をもって保険契約者に対する通知とみなします。
    - 第32条(保険契約者の変更)第3項の規定によりこの保険契約上の権利および義務を継承した保険契約者が明らかでないとき
    - 第32条(保険契約者の変更)第3項の規定によりこの保険契約上の権利および義務を継承した保険契約者全員の所在が明らかでないとき
  - 前2号のほか、正当な理由により保険契約者に通知できないとき
    - 第1項の規定は、次の各号のいずれかに該当する場合には適用しません。
      - 第1項の告げなかつた事実または告げた不実のことがなくなつた場合
      - 当社が保険契約締結の際(注1)、第1項の告げなかつた事実もしくは告げた不実のことを知っていた場合または過失によってこれを知らなかつた場合
      - 保険契約者または被保険者(注2)が、保険金支払事由が生じた時または保険金支払事由の原因が生じた時より前に契約情報画面等の表示・記載内容(注3)につき書面または当社が別に定める方法をもって更正を当社に申し出て、当社がこれを承認した場合。なお、更正の申出を受けた場合においては、保険契約締結の際(注1)、保険契約者または被保険者(注2)が更正すべき事実を当社に告げて当社が保険契約を締結(注4)していたと認められるときにかぎり、当社はこれを承認するものとします。
    - 当社がこれを承認した場合において、保険料を変更する必要があるときは、当社は第24条(無効、失効、解除および消滅に関する保険料の返還または請求)の規定に従い保険料を請求または返還します。保険料が請求する場合において、保険契約者が追加保険料の支払を怠つたときは、当社は保険金支払事由が生じた時または保険金支払事由の原因が生じた時が追加保険料の領収前である場合は、保険金を支払いません。
  - 当社が第1項の告げなかつた事実または告げた不実のことを知った日からその日を含めて保険契約を解除しないて30日を経過した場合。
- 契約情報画面等の表示・記載内容(注3)中、第1項の告げなかつた事実または告げた不

このことが、当会社の危険測定に関係のないものである場合には、同項の規定は適用しません。

⑤ 第1項の規定による解除が保険金支払事由が生じた時より後になされた場合でも、第22条（保険契約解除の効力）の規定にかかわらず、当会社は、保険金を支払いません。この場合において、すでに保険金を支払っていたときは、当会社は、その返還を請求することができます。

ただし、保険金支払事由の発生が解除の原因となった事実によらなかつたことを保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が証明したときは、保険金を支払います。

⑥ 保険契約締結の際（注1）、当会社が特に必要と認めるときは、当会社は、事実の調査を行い、また、被保険者に対して当会社の指定する医師の診断を求めることができます。

（注1） 保険契約締結の際

保険契約の復活を含みます。

（注2） 保険契約者または被保険者

これらの者の代理人を含みます。

（注3） 契約情報画面等の表示・記載内容

保険契約の復活を請求する書類の記載内容を含みます。

（注4） 保険契約を締結

保険契約の復活を含みます。

## 第18条（保険契約者の住所変更に関する通知義務）

① 保険契約者が住所または通知先を変更したときは、保険契約者またはその代理人は、滞りなく、その旨を当会社に通知しなければなりません。

② 保険契約者またはその代理人が前項の規定による通知をしなかつたときは、当会社の知った最後の住所または通知先に送付した通知は、通常到達するために要する期間を経過した時に保険契約者に到達したものとみなします。

## 第8章 保険契約の無効、消滅および解除

### 第19条（保険契約の無効）

保険契約締結の際（注1）、次の各号に掲げる事実のいずれかがあったときは、保険契約は無効となります。

（1） 保険契約者、被保険者、被保険者または保険金を受け取るべき者（注2）に詐欺的行為があったとき

（2） 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者（注2）がすでに保険金支払事由または保険金支払事由の原因が発生したことを知っていたとき

（注1） 保険契約締結の際

保険契約の復活を含みます。

（注2） 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者

これらの者の代理人を含みます（第26条（保険金の請求）第3項の規定による代理人も含みます。）。

### 第20条（保険契約の消滅）

次のいずれかの事由に該当した場合は、該当した時に保険契約は消滅したものとします。

（1） 保険契約締結の後、被保険者が死亡したとき

（2） 次のいずれかの事由に該当したとき

（イ） 傷害入院保険金を支払う日数が保険期間を通じ通算して通算入院支払限度日数に達したとき

（ロ） 疾病入院保険金を支払う日数が保険期間を通じ通算して通算入院支払限度日数に達したとき

### 第21条（保険契約の解除）

① 当会社が重複保険契約の事実があることを知った場合は、他の保険契約との重複によって、被保険者にかかる保険金額（日額）の合計額が著しく過大であり、保険制度の目的に反する状態もたらされるおそれがあるときは、書面により保険契約者の住所にあてた通知をもって、この保険契約を解除することができます。

② 前項のほか、当会社は、次の各号のいずれかに規定する事由に該当したときは、解除する日の30日前までに書面により保険契約者の住所にあてた通知をもって、この保険契約を解除することができます。

（1） 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者（注1）が保険金を詐取する目的または他人に保険金を詐取させる目的で保険金支払事由を生じさせたこと（注2）が判明した場合

（2） 保険金の請求に関し、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者（注3）に詐欺的行為があったことが判明した場合

（3） 前2号のほか、当会社がこの保険契約を解除する相当の理由があると認めた場合

（注1） 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者

保険契約者または保険金を受け取るべき者が法人であるときは、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関とします。これらの者の代理人を含みます（第26条（保険金の請求）第3項の規定による代理人も含みます。）。

（注2） 保険金支払事由を生じさせたこと

未遂を含みます。

（注3） 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者

これらの者の代理人を含みます（第26条（保険金の請求）第3項の規定による代理人も含みます。）。

③ 前2項の場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、被保険者にあてた通知をもって保険契約者に対する通知とみなします。

（1） 第32条（保険契約者の変更）第3項の規定によりこの保険契約上の権利および義務を承継した保険契約者が明らかでないとき

（2） 第32条（保険契約者の変更）第3項の規定によりこの保険契約上の権利および義務を承継した保険契約者全員の所在が明らかでないとき

（3） 前2号のほか、正当な理由により保険契約者に通知できないとき

④ 保険契約者は、当会社に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

⑤ 第1項の規定による解除をした場合において、重複保険契約の事実が発生した時以後に生

じた保険金支払事由に対しては、当会社は、保険金を支払いません。また、第2項の規定による解除が保険金支払事由が生じた時より後になされた場合でも、当会社は、保険金を支払いません。これらの場合において、すでに保険金を支払っていたときは、次条（保険契約解除の効力）の規定にかかわらず、当会社は、その返還を請求することができます。

⑥ 第1項の規定に基づく当会社の解除権は、当会社が重複保険契約の事実のあることを知った日からその日を始めて30日以内に行使しなければ消滅します。ただし、当会社が、保険契約者または被保険者（注4）に保険金を詐取する目的の疑いのあることを示したときは、このかぎりではありません。

（注4） 保険契約者または被保険者

これらの者の代理人を含みます。

### 第22条（保険契約解除の効力）

保険契約の解除は、将来に向かってのみその効力を生じます。

### 第23条（告知義務違反により保険契約を解除できない場合）

責任開始期の属する日からその日を始めて2年以内に保険金支払事由が生じなかつたときは、第17条（告知義務）第1項に該当した場合でも、当会社に告げなかつた事実または告げた事実のことが被保険者の身体障害発生の有無に関する事項であつた場合には、当会社は第17条（告知義務）第1項の規定にかかわらず保険契約を解除することができます。

## 第9章 保険契約の無効、失効、解除および消滅に関する保険料の返還または請求

### 第24条（無効、失効、解除および消滅に関する保険料の返還または請求）

① 当会社は、次の各号のいずれかに該当したときは、未經過期間に対応する保険料を基に当会社の定める方法により計算した金額を返還します。

（1） 第12条（第2回以降の保険料の払込猶予および保険料不払による保険契約の失効）第2項の規定に基づいて保険契約が効力を失つたとき

（2） 第17条（告知義務）第1項の規定に基づいて当会社が保険契約を解除した場合で、保険契約者または被保険者（注1）に故意または重大な過失があつたとき

（3） 第20条（保険契約の消滅）第1項の規定に基づいて保険契約が消滅したとき

（4） 第20条（保険契約の消滅）第2号の規定に基づいて保険契約が消滅したとき

（5） 第21条（保険契約の解除）第1項、第2項または第4項の規定に基づいて保険契約が解除されたとき

② 当会社は、次の各号のいずれかに該当したときは、すでに払い込まれた保険料に当会社所定の利率（年6分以内）により計算した利息をつけて、保険契約者に返還します。

（1） 第17条（告知義務）第1項の規定に基づいて当会社が保険契約を解除した場合で、保険契約者または被保険者（注1）に故意および重大な過失があつたとき

（2） 第19条（保険契約の無効）の規定に基づいて保険契約が無効となる場合で、保険契約者、被保険者および保険金を受け取るべき者（注2）に故意および重大な過失があつたとき

（注1） 保険契約者または被保険者

これらの者の代理人を含みます。

（注2） 保険契約者、被保険者および保険金を受け取るべき者

これらの者の代理人を含みます（第26条（保険金の請求）第3項の規定による代理人も含みます。）。

③ 当会社は、第17条（告知義務）第3項第3号の規定に基づいて契約情報画面等の表示・記載内容（注3）についての更正の申出を当会社が承認する場合において、保険料を変更する必要がありますときは、当会社の承認した日の属する保険年度末までの保険料については、変更前の保険料と変更後の保険料の差額を一括して返還または請求し、承認した日の属する保険年度の翌保険年度以降の保険料については、保険料を変更します。

（注3） 契約情報画面等の表示・記載内容

保険契約の復活を請求する書類の記載内容を含みます。

④ 当会社は、第19条（保険契約の無効）の規定に基づいて保険契約が無効となる場合で、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者（注4）に故意または重大な過失があつたときは、すでに払い込まれた保険料を返還しません。

（注4） 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者

これらの者の代理人を含みます（第26条（保険金の請求）第3項の規定による代理人も含みます。）。

## 第10章 保険金の請求の手続き

### 第25条（保険金支払事由が生じたときの通知）

① 保険金支払事由が生じたときは、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者（注1）は、保険金支払事由が生じた日からその日を始めて30日以内に、保険金支払事由の原因となつた身体障害の内容および程度を当会社に通知し、当会社が説明を求めたときまたは被保険者の身体障害の診断もしくは死体の検案（注2）を求めたときは、これに示さなければなりません。

② 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者（注1）が当会社の認める正当な理由がなく前項の規定に違反したとき、またはその通知もしくは説明につき知っている事実を告げなかつたときもしくは不実のこを告げたときは、当会社は、保険金を支払いません。

（注1） 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者

これらの者の代理人を含みます（第26条（保険金の請求）第3項の規定による代理人も含みます。）。

（注2） 死体の検案

死体に於て、死亡の事実を医学的に確認することをいいます。

### 第26条（保険金の請求）

① 被保険者または保険金を受け取るべき者（注）が保険金の支払を受けようとするときは、別表に掲げる書類のうち当会社が求めるものを当会社に提出しなければなりません。

## 第12章 保険契約者の変更等

- ② 当会社は、別表に掲げる書類以外の書類の提出を求めることができます。
- ③ 被保険者に保険金を請求できない事情がある場合には、次の者がその事情を示す書類その他当会社が定める書類をもってその旨を当会社に申し出て、当会社の承認を得たうえで、被保険者の代理人として保険金を請求することができます。ただし、被保険者に法定代理人がいる場合または被保険者が保険金の請求を第三者に委任している場合は、このかぎりではありません。

- (1) 被保険者と同居または生計を共にする配偶者
- (2) 前号に規定する者がいない場合または前号に規定する者に保険金を請求できない事情がある場合には、被保険者と同居または生計を共にする3親等内の親族
- (3) 前2号に規定する者がいない場合または前2号に規定する者に保険金を請求できない事情がある場合には、第1号以外の配偶者または前号以外の3親等内の親族
- ④ 前項の規定による被保険者の代理人からの保険金の請求に対して、当会社が保険金を支払った後に、重複して保険金の請求を受けたとしても、当会社は、保険金を支払いません。
- ⑤ 被保険者または保険金を受け取るべき者(注)が、正当な理由がなく第1項、第2項もしくは第3項の規定に違反したとき、または提出書類につき知っている事実を告げなかったときもしくは不実のことを告げたときは、当会社は、保険金を支払いません。

(注) 被保険者または保険金を受け取るべき者  
これらの者の代理人を含みます(第3項の規定による代理人も含みます)。

### 第27条(当会社の指定医による診察等の要求)

- ① 当会社は、第25条(保険金支払事由が生じたときの通知)の規定による通知または前条(保険金の請求)の規定による請求を受けた場合において、必要と認めたときは、次の各号のいずれかを保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者(注1)等の関係者に対して求めることができます。

- (1) 事実の確認
- (2) 当会社が費用を負担して当会社の指定する医師による被保険者の身体の診察または死体の検案(注2)を行うこと
- ② 前項の規定による当会社の申出について、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者(注1)等の関係者が正当な理由がなくこれを拒んだときは、当会社は、保険金を支払いません。

(注1) 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者  
これらの者の代理人を含みます(前条(保険金の請求)第3項の規定による代理人も含みます)。

(注2) 死体の検案  
死体について、死亡の事実を医学的に確認することをいいます。

### 第28条(保険金の支払)

- ① 当会社は、被保険者または保険金を受け取るべき者(注)が第26条(保険金の請求)第1項の規定による手続きをした日からその日を含めて30日以内に保険金を支払います。ただし、当会社が特別な事情によりこの期間内に必要な調査を終えることができないときは、これを終えた後、遅滞なく、保険金を支払います。
- ② 前項の規定にかかわらず、保険金を支払うべき場合において、保険金支払の対象となる入院期間が1か月以上継続した場合には、当会社は、被保険者または保険金を受け取るべき者の申出によって、当会社所定の方法により保険金の内払を行います。
- ③ 保険金の支払は、当会社があらかじめ承認した場合を除いては、日本国内において、日本国通貨をもって行うものとします。

(注) 被保険者または保険金を受け取るべき者  
これらの者の代理人を含みます(第26条(保険金の請求)第3項の規定による代理人も含みます)。

### 第29条(時効)

保険金の支払を請求する権利は、その支払事由が生じた日の翌日からその日を含めて3年間請求がない場合には消滅します。

## 第11章 契約年齢の計算および契約年齢または性別の誤りの処理

### 第30条(契約年齢の計算)

- ① この保険契約の保険期間の初日における被保険者の年齢(以下「契約年齢」といいます。)は、満年齢で計算します。
- ② 被保険者の契約後の年齢は、前項の契約年齢に、保険期間の初日の年単位の応当日ごとに1歳を加えて計算します。

### 第31条(契約年齢および性別の誤りの処理)

- ① 契約情報画面等の表示・記載内容の被保険者の契約年齢に誤りがあった場合には、次の各号により取り扱います。
- (1) 正しい契約年齢が、当会社のでめるこの保険契約の引受対象年齢の範囲内であった場合には、正しい契約年齢に基づいて保険契約を締結したものとみなします。この場合において、すでに払い込まれた保険料が正しい契約年齢に基づいた保険料と異なるときは、その差額を返還または請求します。また、以降到来する払込期日の保険料を変更します。
- (2) 正しい契約年齢が、当会社のでめるこの保険契約の引受対象年齢の範囲外であった場合には、この保険契約は無効とし、当会社は、すでに払い込まれた保険料に当会社所定の利率(年6分以内)により計算した利息をつけて、保険契約者に返還します。ただし、事実が発見された日において、当会社のでめる最低引受対象年齢(以下この号において「最低引受対象年齢」といいます。)に到達していたときには、最低引受対象年齢に到達した日が第2条(保険責任の始期および終期)に規定する保険責任の始期であるものとして、当会社のでめる方法により処理します。
- ② 契約情報画面等の表示・記載内容の被保険者の性別に誤りがあった場合には、初めから正しい性別に基づいて保険契約を締結したものとみなし、すでに払い込まれた保険料が正しい性別に基づいた保険料と異なるときは、その差額を返還または請求します。また、以降到来する払込期日の保険料を変更します。

### 第32条(保険契約者の変更)

- ① 保険契約締結の後、保険契約者は、被保険者の同意を得て、保険契約上の一切の権利および義務を第三者に承継させることができます。
- ② 前項の規定による承継を行う場合には、保険契約者は書面をもってその旨を当会社に申し出て、承認を請求しなければなりません。
- ③ 保険契約締結の後、保険契約者が死亡したときは、その死亡した保険契約者の死亡時法定相続人が保険契約上の一切の権利および義務を承継するものとします。

### 第33条(保険契約者が複数の場合の取り扱い)

- ① この保険契約について、保険契約者が2名以上であるときは、当会社は、代表者1名を定めることができます。この場合において、代表者は他の保険契約者を代理するものとします。
- ② 前項の代表者が定まらない場合またはその所在が明らかでない場合には、保険契約者の中の1名に対して行う当会社の行為は、他の保険契約者に対しても効力を有するものとします。
- ③ 保険契約者が2名以上である場合には、各保険契約者は連帯してこの保険契約上の義務を負うものとします。

## 第13章 契約内容の登録

### 第34条(契約内容の登録)

- ① 当会社は、この保険契約締結の際、次の事項を社団法人日本損害保険協会(以下この条において「協会」といいます。)に登録します。
- (1) 保険契約者の氏名、住所および生年月日
- (2) 被保険者の氏名、住所、生年月日および性別
- (3) 保険証券記載の保険金額等
- (4) 保険期間
- (5) 当会社名
- ② 各損害保険会社は、前項の規定により登録された被保険者について、重複保険契約の内容を調査するため、同項の規定により登録された契約内容を協会に照会し、その結果を保険契約の解除または保険金の支払について判断する際の参考にするものとすることができます。
- ③ 各損害保険会社は、前項の規定により照会した結果を、同項に規定する保険契約の解除または保険金の支払について判断する際の参考にする以外に用いないものとします。
- ④ 協会および各損害保険会社は、第1項の登録内容または第2項の規定による照会結果を、第1項の規定により登録された被保険者に係る保険契約の締結に関する権限を当該損害保険会社が与えた損害保険代理店および犯罪捜査等にあたる公的機関から当該損害保険会社が公開要請を受けた場合の当該公的機関以外に公開しないものとします。
- ⑤ 保険契約者または被保険者は、当該本人に係る第1項の登録内容または第2項の規定による照会結果について、当会社または協会に照会することができます。

## 第14章 その他

### 第35条(鑑定人および鑑定人)

- ① 当会社が支払うべき保険金の額の認定について、当会社と保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者(注1)との間で争いが生じたときは、その争いは当事者双方が書面によって選定する各1名ずつの鑑定人の判断に任せることができます。この場合において、鑑定人の間で意見が一致しないときは、双方の鑑定人に係る1名の鑑定人(これを鑑定人とします)が、自己の選定した鑑定人の費用(注2)を各自負担し、その他の費用(注3)は、半額ずつこれを負担するものとします。

(注1) 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者  
これらの者の代理人を含みます(第26条(保険金の請求)第3項の規定による代理人も含みます)。

(注2) 鑑定人の費用  
報酬を含みます。

(注3) その他の費用  
鑑定人に対する報酬を含みます。

### 第36条(代位)

当会社は保険金を支払った場合でも、被保険者またはその相続人が保険金支払事由について第三者に対して有する損害賠償請求権は、当会社に移転しません。

### 第37条(訴訟の提起)

この保険契約に関する訴訟については、日本国内における裁判所に提起するものとします。

### 第38条(準拠法)

この普通保険約款に規定のない事項については、日本国の法令に準拠します。

### 別表 請求書類(第26条(保険金の請求)関係)

	傷害入院保険金	疾病入院保険金
1. 当会社所定の保険金請求書	○	○
2. 保険証券	○	○
3. 当会社所定の身体障害状況報告書	○	○
4. 公的機関(やむを得ない場合には、第三者)の事故証明	○	○
5. 当会社所定の様式による医師の診断書	○	○
6. 被保険者の印鑑証明書	○	○
7. 委任を証する書類および委任を受けた者の印鑑証明書(保険金の請求を第三者に委任する場合)	○	○

(注) 保険金を請求するときは、○を付した書類のうち当会社が求めるものを提出しなければなりません。